事業主様各位

**ＶＯＬ．５３０**（１７０３－１）

□　年金の受給に必要な期間が25年から10年に短縮されます



河本社労士事務所

（編集担当：伊藤）

〒541-0047　大阪市中央区淡路町2-4-3　ISOビル7F　Tel:06-6228-8555　Fax:06-6228-8556

*年金の受給に必要な期間が２５年から１０年に短縮されます*

　これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。**平成29年8月1日**からは、**資格期間が10年以上**あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

|  |
| --- |
| **平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方** |

1. 基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した**『年金請求書』**及び年金の請求手続きの案内が日本年金機構から届きます。（**平成29年7月上旬**までに送付予定）
2. **『年金請求書』**が届きましたら、年金事務所等でお手続きをして下さい。（請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。）
3. 年金の決定後、**平成29年8月以降**に**『年金証書・年金決定通知書』**が届きます。支払いは、平成29年10月以降になります。

|  |
| --- |
| **平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満の60歳以上の方** |

**10年の資格期間がない方でも、下記の制度を活用することで、年金を受け取れる可能性があります。**

（１）**任意加入制度**

ご本人の申出により『60歳以上70歳未満』の期間に国民年金保険料を納めることで、年金を受給するために必要な資格期間を満たすことがあります。**加入は申出のあった日から**になりますので、ご注意ください。

**【ご利用いただける方】**

|  |  |
| --- | --- |
| 〇**60歳以上65歳未満の方**・老齢基礎年金の**繰上げ支給を受けていない**方　　　　　　　　　　・現在、厚生年金保険に加入していない方 | 〇**65歳以上70歳未満の方**・老齢基礎年金の**受給資格期間を満たしていない**方　　　　　　　　　　・現在、厚生年金保険に加入していない方 |

（２）**後納制度**

**過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れ**がある方は、申し込みにより**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

**【ご利用いただける方】**

|  |
| --- |
| 〇**5年以内**に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します。）〇**5年以内**に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません。） |

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

（３）**特定期間該当届・特例追納制度のご案内**

会社員の夫が退職したときや妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替が必要でした。**過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の年金記録が保険料未納期間になっています**。『特定期間該当届』の手続きをすることで、年金を受け取れない事態を防止できる場合があるほか、最大で10年分の保険料を納めることができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

　　　　　　　　　　　**その他ご不明点や、資格期間の確認をしたい方は、下記の電話番号や**

**最寄りの年金事務所、街角の年金相談センターにお問い合わせください！**

　　　　　　　　　**ＴＥＬ：0570-05-1165（又は03-6700-1165）**

【日本年金機構より】